

倉敷市マンション管理士派遣制度要領

(目的)

第1条 この要領は、市内のマンション管理組合の適切な運営及びマンションの適正管理を支援するため、市が実施するマンション管理士の派遣制度について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (2) 管理組合 適正化法第2条第3号に規定する管理組合であつて、市内に存するマンションの管理組合をいう。
- (3) マンション管理士 適正化法第2条第5号に規定するマンション管理士登録簿に登録された者をいう。
- (4) マンション管理士団体 マンション管理士により構成された団体であつて、本市と倉敷市マンション管理士派遣業務に関する委託契約を締結している団体をいう。

(派遣するマンション管理士の人数等)

第3条 マンション管理士の派遣人数及び派遣時間は、次のとおりとする。

- (1) 派遣人数 1回につき2名
- (2) 派遣時間 1回につき2時間以内

(派遣するマンション管理士の業務)

第4条 派遣するマンション管理士が行う業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 管理組合の運営及び管理規約等に関する相談業務
- (2) 管理費及び修繕積立金等の会計に関する相談業務
- (3) 管理委託契約等の契約に関する相談業務
- (4) 大規模修繕計画、長期修繕計画の作成及び見直しに関する相談業務
- (5) その他マンションの維持管理に関する相談業務

2 派遣するマンション管理士は、次に掲げる業務は行わない。

- (1) 測定器等を使用した建物の精密測定及び劣化診断並びに調査
- (2) 大規模修繕計画及び長期修繕計画の作成
- (3) 修繕工事等の設計及び見積書等の比較検討
- (4) 工事及び維持管理業務の受注及び発注並びに業者の紹介
- (5) 居住者間及び居住者と近隣住民間の紛争解決及び権利調整
(派遣の申請)

第5条 マンション管理士の派遣を受けることができる者は、次に掲げる者（以下これらを「管理組合等」という。）とする。

- (1) 管理組合
- (2) 管理組合が組織されていない市内に存するマンションの区分所有者。この場合にあつては、3名以上の当該マンションの区分所有者が共同で申請する場合に限る。

2 マンション管理士の派遣を受けようとする管理組合等は、管理組合の集会又は理事会の決議（管理組合が組織されていない場合にあつては3名以上の区分所有者の合意）に基づき、倉敷市マンション管理士派遣申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、派遣希望日の14日前までに申請しなければならない。

4 マンション管理士の派遣は、1管理組合につき1年度2回以内とする。ただし、第1項第2号に規定する区分所有者が申請する場合にあつては、1マンションにつき1年度2回以内とする。

(派遣の決定)

第6条 市長は、申請書の提出があつた場合は、速やかに内容を審査し、派遣が適当であると認めるときは、マンション管理士団体に対し、派遣マンション管理士選定依頼書（様式第2号）により、派遣するマンション管理士（以下「派遣マンション管理士」という。）の選定を依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けたマンション管理士団体は、派遣マンション管理士を選定し、派遣マンション管理士選定通知書（様式第3号）により市長に通知するものとする。

3 市長は、第1項及び第2項の内容（派遣しない場合はその理由）について、倉敷市マンション管理士派遣に関する決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（派遣決定の取消し）

第7条 市長は、派遣の決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、マンション管理士の派遣決定を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他不正な行為により派遣決定の通知を受けたとき

（2） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

（派遣費用の負担）

第8条 マンション管理士の派遣に要する費用（相談料、交通費等諸経費）は業務委託料として市が負担するものとする。ただし、申請者が用意すべき会場確保に要する経費等は申請者が負担するものとする。

（派遣結果の報告）

第9条 派遣の終了後には、申請者にあつては倉敷市マンション管理士派遣結果報告書（様式第5号）を、マンション管理士団体にあつては倉敷市マンション管理士派遣結果報告書（様式第6号）を、14日以内に市長に提出しなければならない。

（秘密の厳守）

第10条 マンション管理士団体及び派遣マンション管理士は、当該業務に関し知り得た内容を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。

（補足）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。